

特定生産緑地制度の概要

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村長は生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過するまでに、生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。30年経過後は特定生産緑地として指定できません。
- ・指定された場合、買取りの申出ができる時期が、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期されます。
- ・10年経過する前であれば、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができます。
- ・特定生産緑地の税制については、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されます。
- ・特定生産緑地に指定しない場合は、買取りの申出をしない場合でも、従来の税制措置が受けられなくなります。（激変緩和措置あり）

◆稲沢市の生産緑地

指定年月日 30年経過年月日	事 由	団地数	面 積	備 考
平成4年12月4日 令和4年12月4日	当初決定	125 団地	14.2ha (141,655.05 m ²)	
平成7年3月29日 令和7年3月29日	市街化区域 編入	15 団地	2.8ha (27,942 m ²)	稲沢駅周辺地区の 市街化編入による増
平成17年12月20日 令和17年12月20日	合併に伴う 指定	26 団地	4.3ha (43,401.66 m ²)	合併に伴う新規指定 による増

◆令和7年3月29日に30年経過する生産緑地について

○対象者数：9件(12筆)

○申出基準日到来通知：令和4年6月21日

○指定申請書類発送：令和4年12月21日

○指定申請受付：令和5年12月1日～令和6年7月31日

※指定基準日は令和7年3月29日

	特定生産緑地に指定	指定しない
R2	14件(21筆)	26件(46筆)
R3	19件(26筆)	
R4	29件(71筆)	
R6	4件(7筆)	5件(5筆)
合計	66件(125筆)	31件(51筆)

特定生産緑地（稲沢市）の指定

生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１０条の２第１項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積（㎡）			申出基準日	備考	図面 番号
			生産緑地地区 （都市計画）	特定生産緑地				
				既に指定され ている区域	新たに指定す る区域			
R06-1	陸田栗林一丁目 5 番 2	22－13	820.25	0.00	820.25	令和7年3月29日		1
R06-2	陸田栗林一丁目 5 番 4	22－13	425.60	0.00	425.60	令和7年3月29日		1
R06-3	陸田栗林一丁目 7 番 3	22－14	627.83	0.00	627.83	令和7年3月29日		1
R06-4	下津鞍掛一丁目 5 番 2	22－15	345.15	0.00	345.15	令和7年3月29日		1
R06-5	下津鞍掛一丁目 5 番 3	22－15	625.11	0.00	625.11	令和7年3月29日		1
R06-6	下津鞍掛一丁目 5 番 4	22－15	40.64	0.00	40.64	令和7年3月29日		1
R06-7	下津穂所二丁目 5 番 5	22－18	285.42	0.00	285.42	令和7年3月29日		2

総括図（部分）

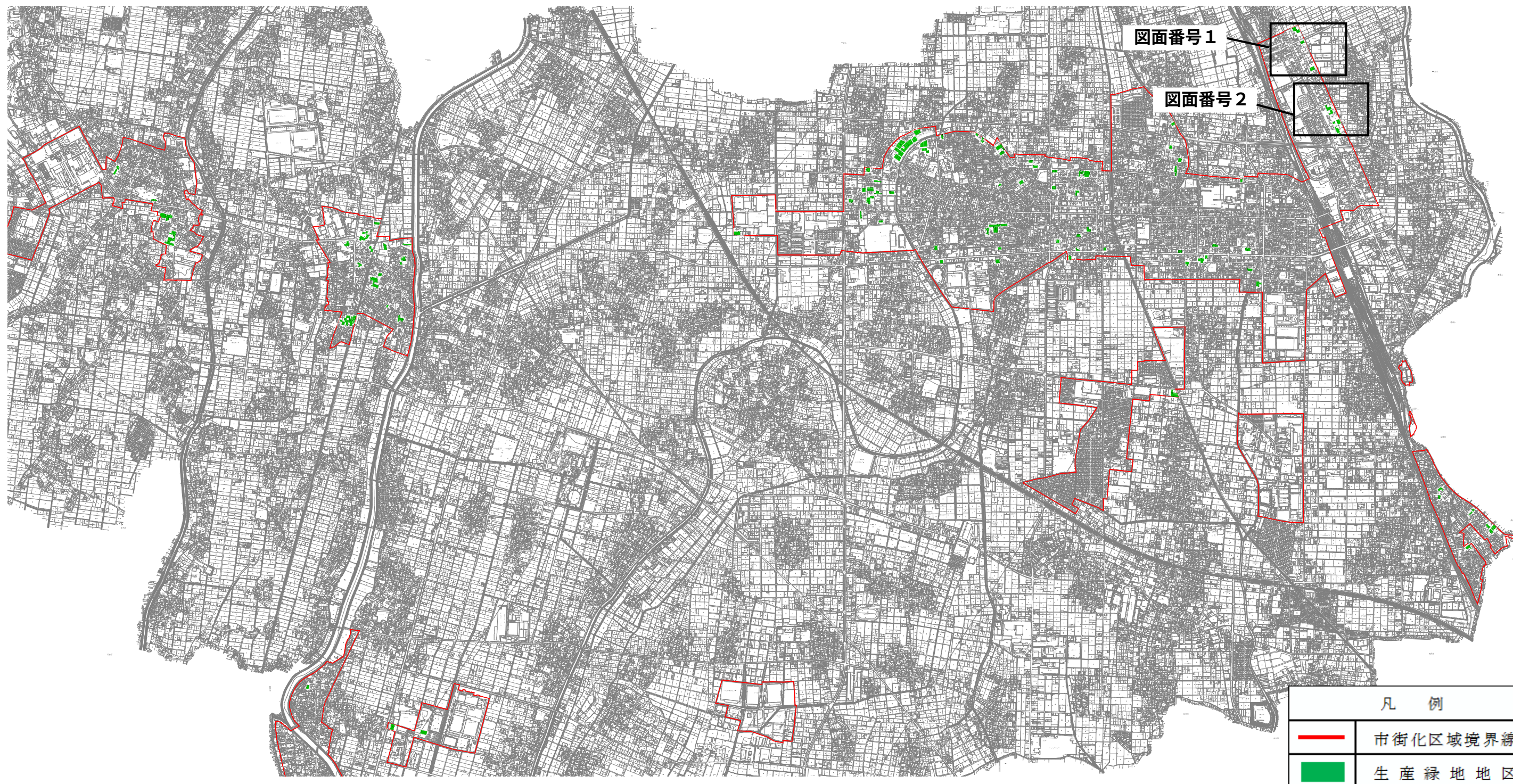




図 面 番 号 1

凡 例



特定生産緑地新規指定地区



生産緑地地区



図 面 番 号 2

凡 例



特定生産緑地新規指定地区



生産緑地地区